

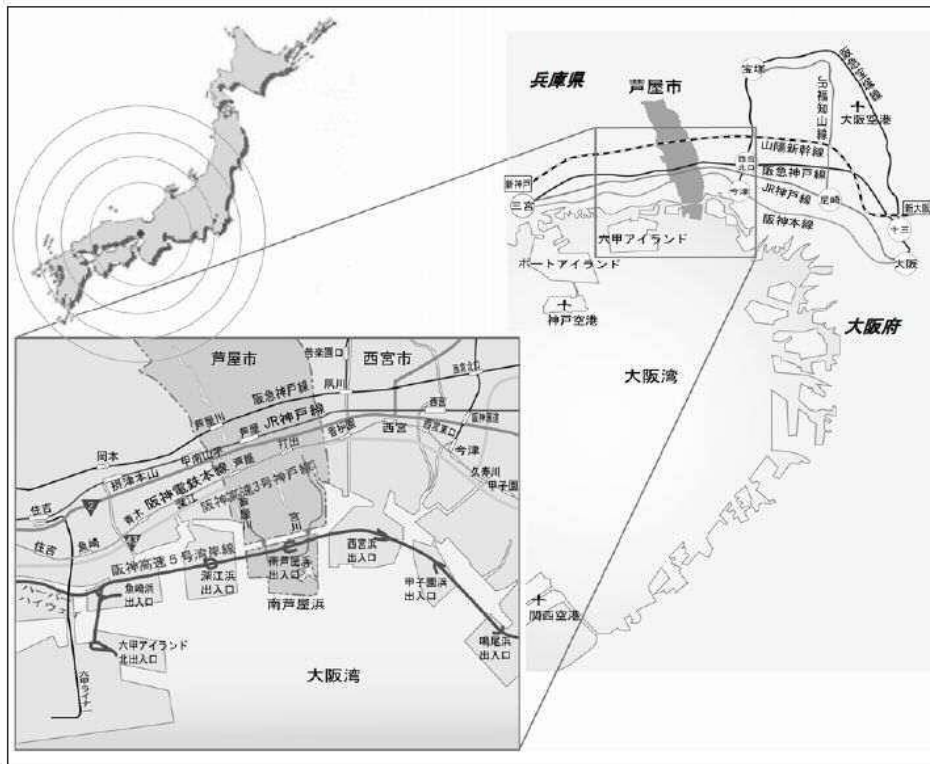
## 資料編

1	芦屋市の概況	資-1
2	計画の策定経過	資-7
3	パブリックコメントの実施結果	資-8
4	諮問・答申	資-9
5	審議会・委員会等名簿	資-10
6	関連する条例（抜粋）	資-13
7	関連する計画（抜粋）	資-16
8	計画推進に係る部・課一覧	資-20
9	用語解説	資-21

# 1 芦屋市の概況

## 1) 位置・地勢

- ・ 本市は、阪神間に位置しており、東は西宮市、西は神戸市に隣接している。
- ・ 市域は、総面積が約 18.57k m<sup>2</sup>で、東西約 2.5km、南北 9.6km の広がりがある。
- ・ 市域の地形は、六甲山を頂点として、北から南に向かって「山地部」、「平坦部」、「埋立地」が細長く連なるひな段状の構造となっている。
- ・ 市街地は、概ね標高 100m以下の平坦部及び埋立地により形成されており、平坦部は、六甲山地の裾野となる「山麓地域(山手地域)」と、芦屋川の扇状地などからなる「平坦市街地地域(中央地域)」、埋立地は、「芦屋浜地域(浜地域)」と「沖地域(南芦屋浜地域)」に区分される。



位置図

出典：芦屋市都市計画マスタープラン 平成 24 年度改訂

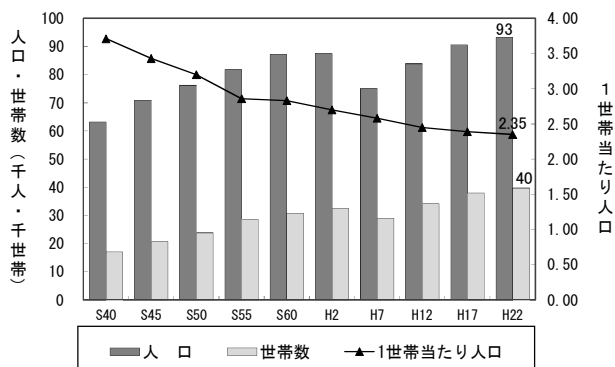


芦屋市の地形構造

出典：芦屋市都市計画マスタープラン 平成 24 年度改訂

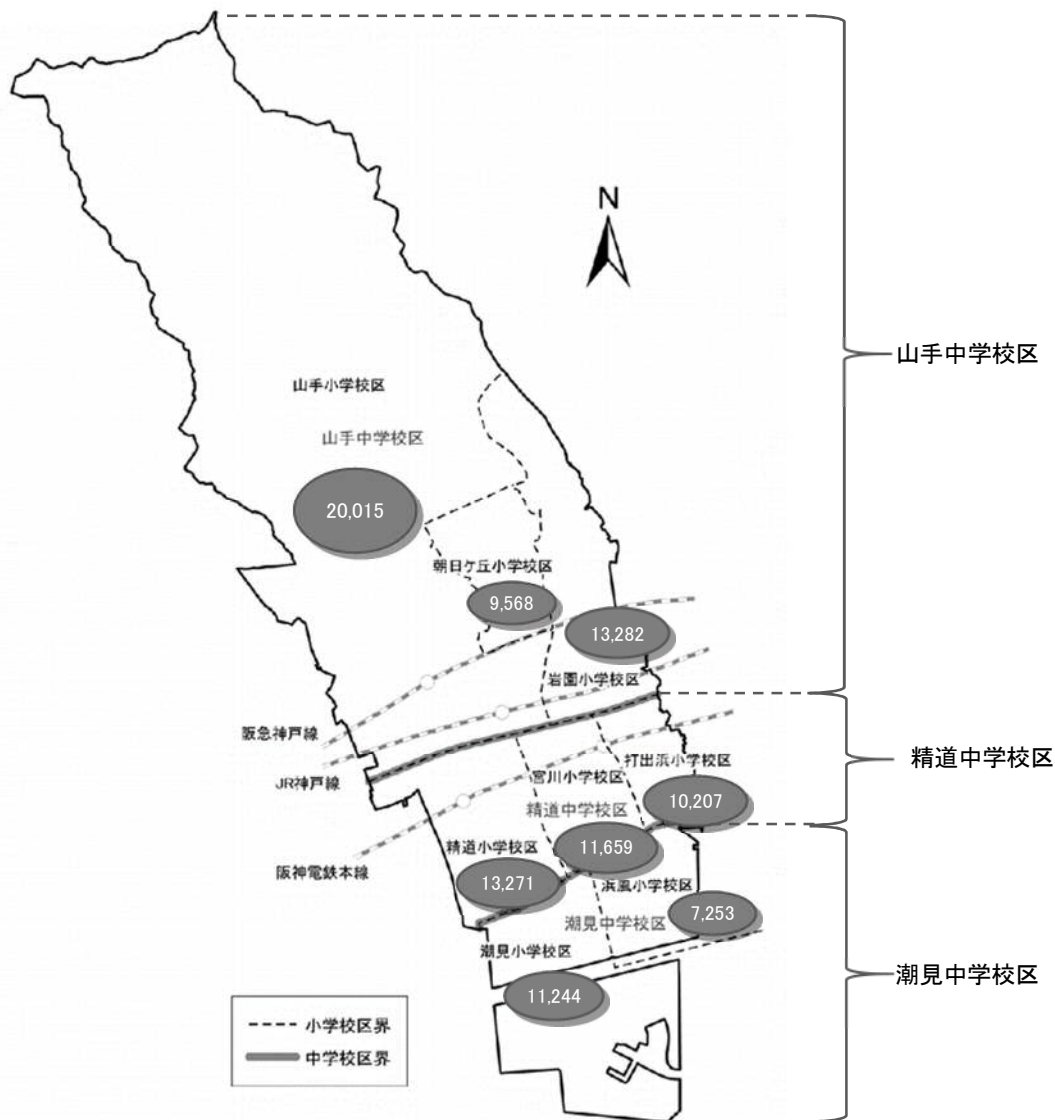
## 2) 人口・世帯数

- ・ 国勢調査によれば、平成 22(2010)年 10 月 1 日現在の市の人口は、93,238 人、世帯数は、39,753 世帯である。
- ・ 人口、世帯数は、昭和 60 年まで高い増加率を維持していたが、平成 2 年には停滞した。平成 7 年には阪神・淡路大震災の影響で大きく減少し、その後再び増加を続けている。
- ・ 1 世帯当たりの人口は、減少を続けており、平成 22 年には約 2.3 人となっている。
- ・ 小学校区に分類した市内の人口（平成 26 年 4 月 1 日時点）の分布は下図のようになっており、山手中学校区に約 44.4%，精道中学校区に約 36.4%，潮見中学校区に約 19.2% となっている。



人口・世帯数の推移

資料：国勢調査



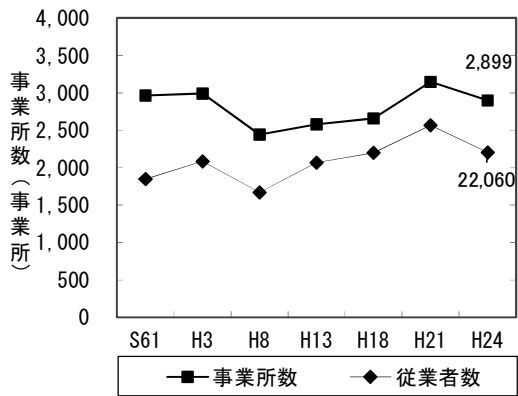
市内の小学校区と人口分布

出典：芦屋市都市計画マスタープラン平成 24 年度改訂

資料：芦屋の統計資料

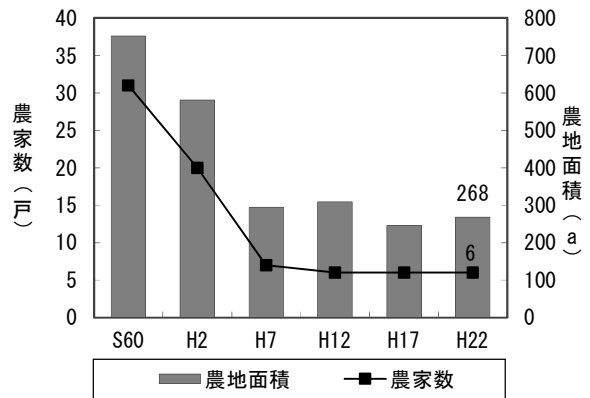
### 3) 産業

- ・ 事業所数、従業者数は、阪神・淡路大震災の影響で平成8年にかけて大きく減少し、その後、平成21年にかけて増加した。平成24年には、再度減少しており、事業所数が2,899事業所、従業者数が22,060人となっている。
- ・ 産業別従業者数の内訳をみると、第3次産業が約84%と大半を占めている。
- ・ 農家数、農地面積は、ともに平成7年にかけて大きく減少しており、その後一定水準で推移している。平成22年では、それぞれ6戸、268aとなっている。
- ・ 工場数は、平成24年が17社となっている。従業者数、製造品出荷額は、平成22年から平成23年にかけて増加し、平成24年に238人、2,457百万円となっている。
- ・ 卸売・小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額は、一定水準で推移していたが、平成24年に大きく減少している。



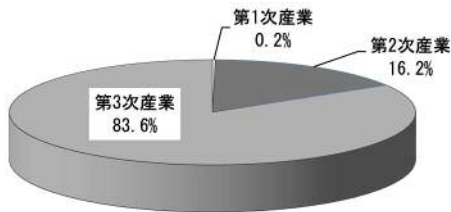
事業所数・従業者数の推移

資料：企業統計調査、(H21以降～)経済センサス



農家数・農地面積の推移

資料：農林業センサス

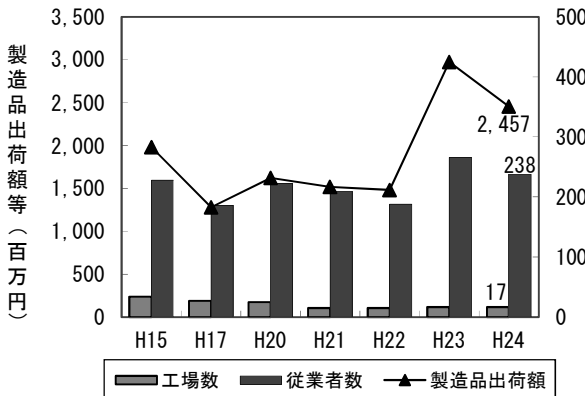


【上記産業の区分】

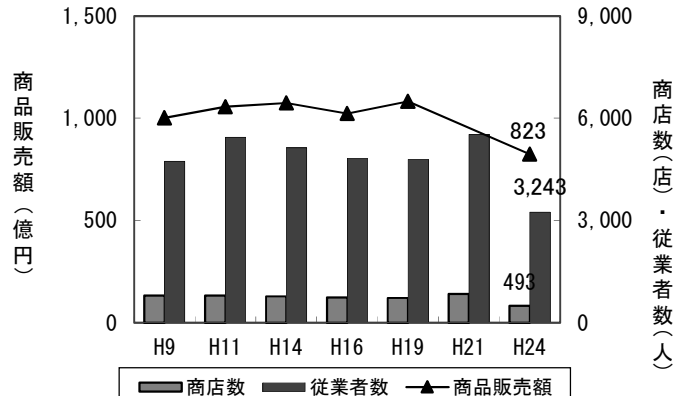
- 第1次産業：農業、漁業
- 第2次産業：建設業、製造業
- 第3次産業：情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、サービス業等
- その他：公務など

産業別従業者数の内訳

資料：経済センサス



工場・従業者数、製造品出荷額等の推移  
資料：工業統計調査、各年12月31日現在



※平成21年は年間販売額の調査が行われていない  
商店・従業者数、商品販売額の推移 (卸売・小売業)  
資料：企業統計調査、各年6月1日現在

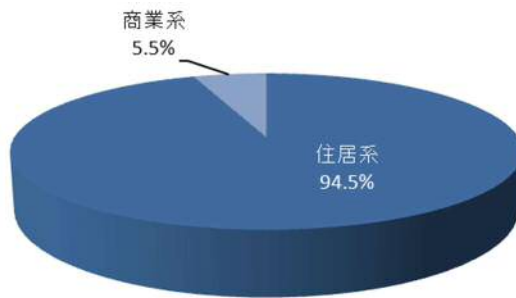
#### 4) 土地利用

- ・ 地目別土地面積（課税地）は、平成26年において宅地（商業地含む）が約80%、次いで山林が約11%を占めている。
- ・ 都市計画用途地域では、大半が住居系用途（約95%）に指定されている。
- ・ 芦屋市都市計画マスタープランにおいては、土地利用の方針として、穏やかな人口減の動向を勘案しつつ、自然環境の保全や中心市街地の活性化を図り、活気のある利便性に富んだまちづくりを目指すこととしている。また、本市が目指す将来の都市構造を「都市拠点」、「都市軸」、「有機的ネットワーク」の3つの要素に分類している。「有機的ネットワーク」では、市内各地域を有機的に結び、多様な機能を発揮することで、質の高い都市空間の形成と活力の向上を図ることとしている。

地目別土地面積（課税地）の内訳（単位：千㎡）

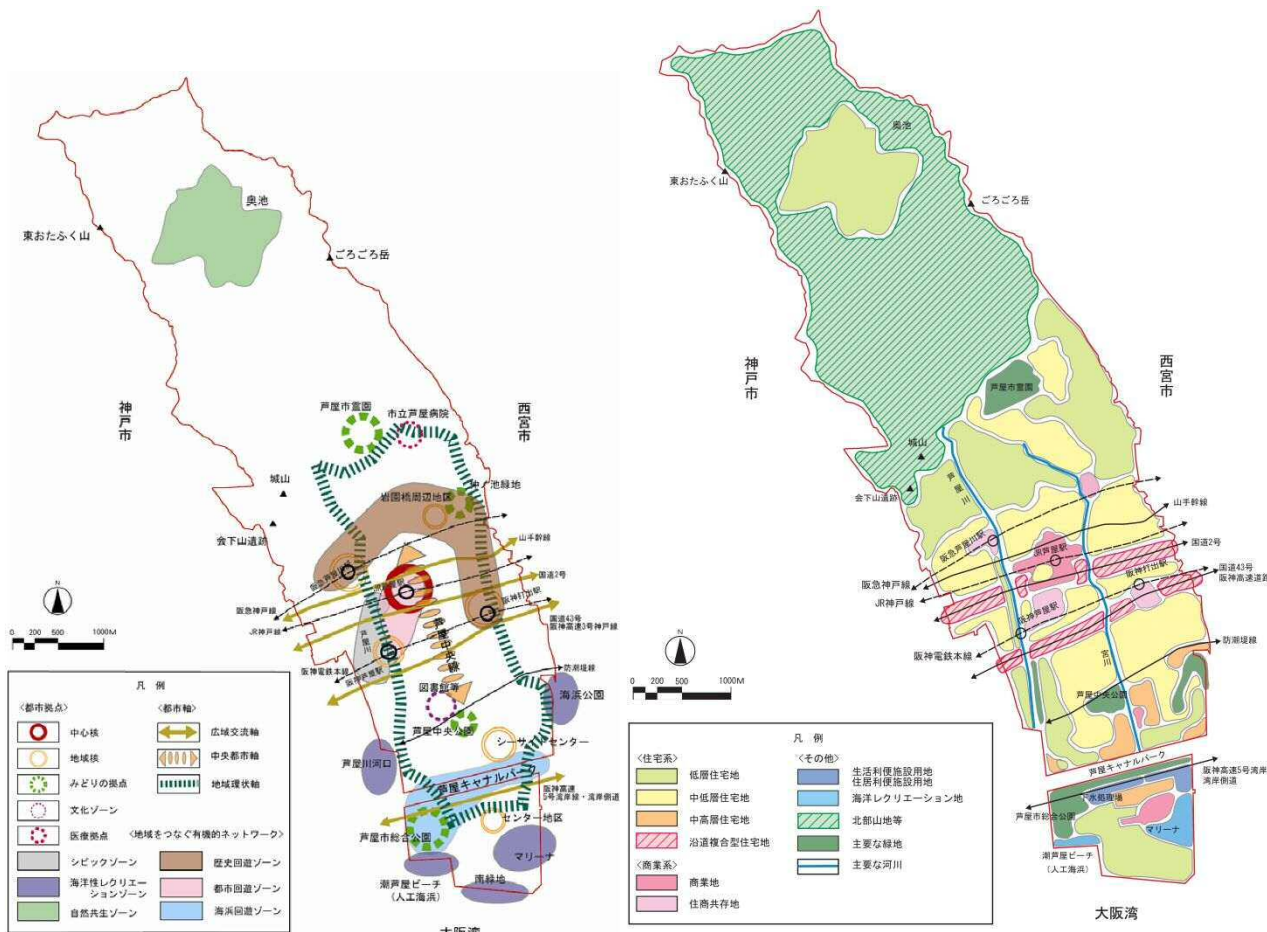
宅地	田・畑	山林	雑種地
5,559 (80.0%)	31 (0.4%)	772 (11.1%)	587 (8.4%)

資料：固定資産概要調査，平成26年1月1日現在



都市計画用途地域の内訳

資料：芦屋市，平成26年4月1日現在



将来の都市構造図

出典：芦屋市都市計画マスタープラン 平成24年度改訂

土地利用方針図

出典：芦屋市都市計画マスタープラン 平成24年度改訂

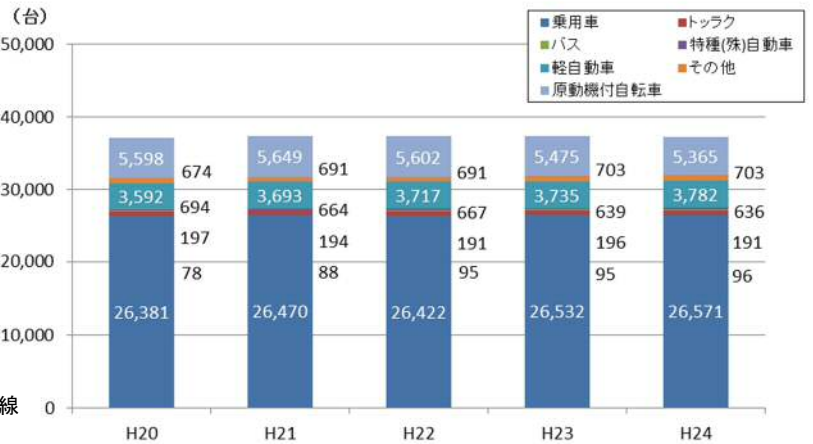
5) 交通

- 自動車交通量は、平成 22(2010)年の調査によると、高速神戸西宮線（阪神高速 3号神戸線）が最も多く、1日約 88,000 台となっている。
- 自動車登録台数は、一定水準で推移しており、平成 24 年度において 37,344 台となっている。
- 鉄道路線は、平坦部を東西に貫く形で北から阪急電鉄神戸線、JR 神戸線、阪神電鉄本線が通っている。
- 市内鉄道駅の日平均乗車客数は、一定水準で推移しており、平成 24 年においては 54,979 人となっている。

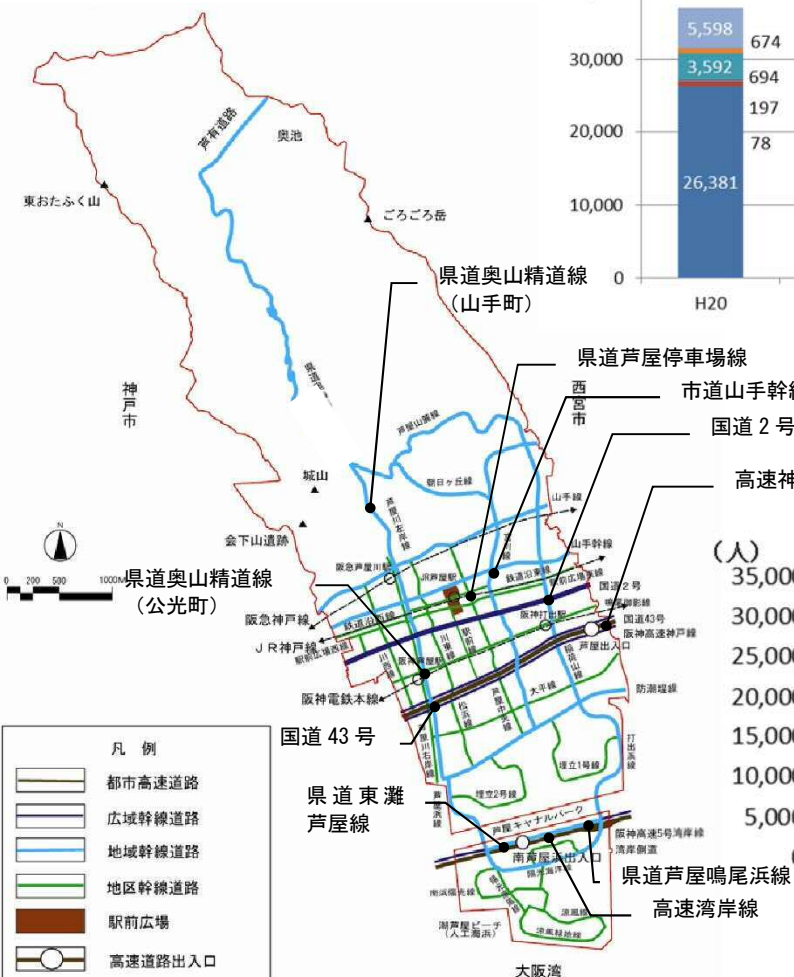
主要幹線道路における自動車交通量

道路	観測地点	24 時間交通量 (台/日)
高速湾岸線	芦屋市海洋町	42,432
高速神戸西宮線	芦屋市大東町	88,114
国道 2 号	芦屋市打出春日町	31,587
国道 43 号	芦屋市精道町	60,882
県道芦屋停車場線	芦屋市大原町	12,558
県道奥山精道線	芦屋市山手町	4,995
県道奥山精道線	芦屋市公光町	3,217
県道芦屋鳴尾浜線	芦屋市海洋町	13,051
県道東灘芦屋線	芦屋市陽光町	9,900
市道山手幹線	芦屋市大原町	16,348

資料：国土交通省「平成 22 年度道路交通センサス」  
※山手幹線については、本市の測定による（平成 25 年度）

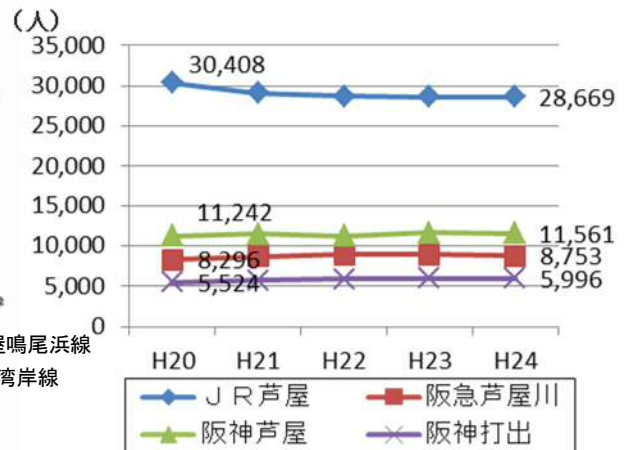


自動車登録台数の推移  
資料：芦屋市統計書（平成 25 年度版）



将来道路交通体系図

出典：芦屋市都市計画マスタープラン 平成 24 年度改訂



鉄道乗車人数の推移

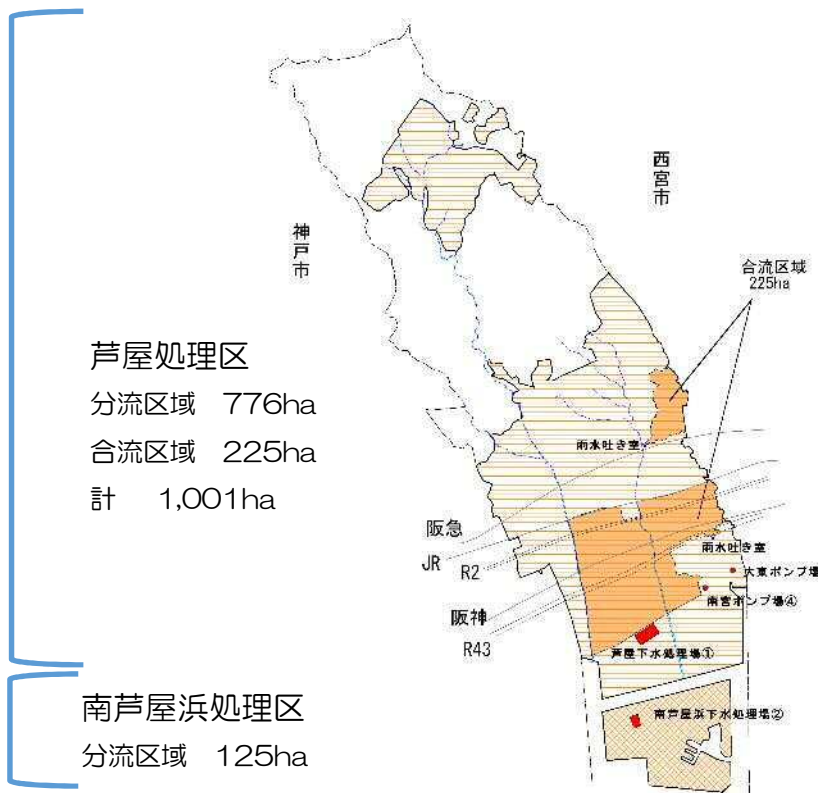
資料：芦屋市統計書（平成 25 年度版）

6) 上・下水道

- 本市の水道事業は、2箇所の浄水場(自己水)と阪神水道企業団からの受水を水源として、10箇所の配水池から六甲の地形を活用した自然流下方式により配水している。なお、自己水と受水の割合は、それぞれ12%、88%となっている。
- 下水道事業は、平成18年に下水道普及率100%を達成しており、現在は施設の効率的な維持管理や雨水浸透施設や貯留施設の整備を行い、浸水対策の強化を図っている。下水処理区域は、芦屋処理区(分流区域:776ha,合流区域:225ha)及び南芦屋浜処理区(分流区域:125ha)に分かれており、いずれも大阪湾に放流している。



芦屋市水道事業における水源の概要 (出典: 芦屋市水道ビジョン)

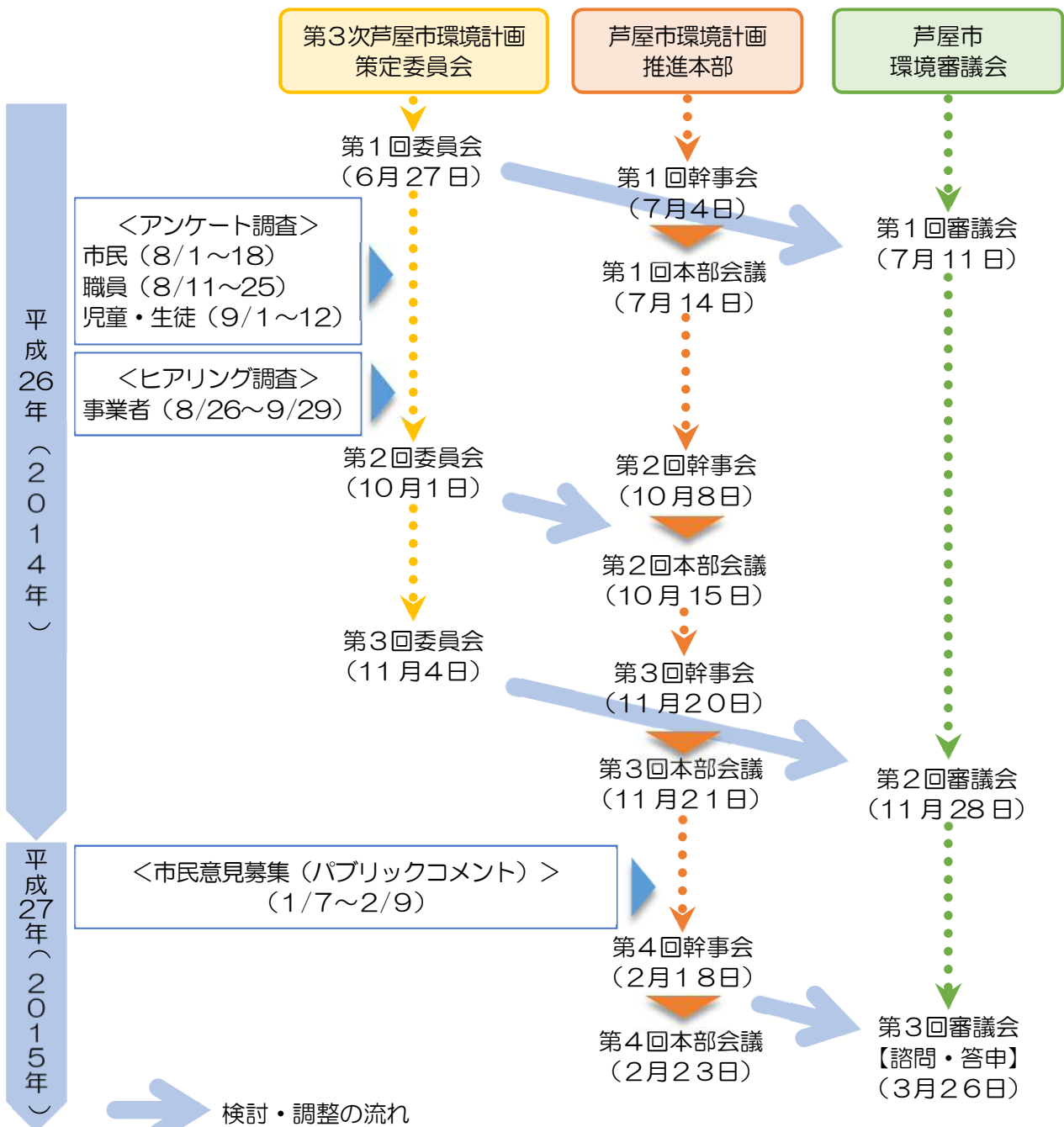


芦屋市の下水処理区図 (出典: 芦屋市下水道中期ビジョン[平成23年度~平成32年度])

## 2 計画の策定経過

本計画の策定に当たっては、市民・事業者・学識経験者などからなる「第3次芦屋市環境計画策定委員会」並びに庁内関係部局からなる「芦屋市環境計画推進本部幹事会」及び「芦屋市環境計画推進本部会議」において、本計画の基本的な考え方や施策の検討を行った。また、庁内関係部局に対して、前計画策定以降に実施した事業などの状況や今後の事業展開に関するヒアリングを行った。また、一方で市民・事業者などに対して、アンケート調査やヒアリング調査を行うとともに、パブリックコメントを通じて意見募集・集約を図った。

以上のことを経て、平成27年3月26日に本計画(案)を「芦屋市環境審議会」に諮問し、〇〇〇との答申を受けた。



計画の策定経過



### 3 パブリックコメントの実施結果

#### 1) 意見の募集方法

##### (1) 周知方法

平成26年12月15日号広報紙及び市ホームページにより周知

##### (2) 計画（原案）の閲覧期間及び閲覧場所

平成26年12月25日～平成27年2月9日

市役所北館1階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー・市ホームページ

##### (3) 意見の募集期間及び提出方法

平成27年1月7日～2月9日

環境課窓口へ持参又は同期間内に郵送・ファクシミリ・Eメールのいずれかで提出

#### 2) 募集結果について

##### (1) 意見提出

0件

## 4 諮問・答申

芦市環第〇〇号  
平成27年3月26日

芦屋市環境審議会  
会長 久 隆 浩 様

芦屋市長 山 中 健

### 第3次芦屋市環境計画の策定について（諮問）

第3次芦屋市環境計画を策定するに当たり、緑ゆたかな美しいまちづくり条例第7条第3項の規定により、第3次芦屋市環境計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

以 上

平成27年3月〇〇日

芦屋市長  
山 中 健 様

芦屋市環境審議会  
会長 久 隆 浩

### 第3次芦屋市環境計画（案）について（答申）

平成27年3月26日付け芦市環第〇〇号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり審議会の意見を付して答申いたします。

記

以 上

## 5 審議会・委員会等名簿

芦屋市環境審議会委員名簿（平成26年11月1日現在）（敬称略）

氏名	所属等
伊藤明子	かけはし法律事務所 弁護士
いとうまい	市議会副議長
乾久晴	一般社団法人芦屋青年会議所 会員特別室副室長
井上尚之	神戸山手大学現代社会学部 准教授
上田久美子	生活協同組合コープこうべ 理事
○岸壽子	芦屋ハーモニーライオンズクラブ 理事
近藤博幸	芦屋市環境衛生協会 常任幹事
津久井進	芦屋西宮市民法律事務所 弁護士
中島健一	市議会議長
西野悦子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 会長
林まゆみ	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 准教授
◎久隆浩	近畿大学総合社会学部 教授
大塚康彦 <sup>注</sup>	一般社団法人芦屋青年会議所 直前理事長

◎：会長 ○副会長

注：計画策定期間中の平成26年11月1日付で任期満了に伴う委員の改選がありました。大塚委員には乾委員の前任として、平成26年10月末日までご就任いただきました。なお、他の委員につきましては、変更はありません。

第3次芦屋市環境計画策定委員会委員名簿（平成26年6月27日現在）（敬称略）

氏名	所属等
粟井章	芦屋市商工会 副会長
池内清	芦屋森の会2001
◎井上尚之	神戸山手大学現代社会学部 准教授
北中清史	芦屋市子ども会連絡協議会 副会長
高田忠良	コープこうべ 第2地区活動本部 本部長
武内達明	市民公募委員
長井彦一郎	芦屋川ロータリークラブ 環境問題特別委員会委員長
中上二郎	芦屋市自治会連合会
服部雅典	市民公募委員
○半田孝	自然環境等の専門的知識を有する者
古市景一	自然環境等の専門的知識を有する者
渡辺史恵	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会

◎：委員長 ○副委員長

芦屋市環境計画推進本部本部員名簿（平成26年4月1日現在）

所 属	氏 名
◎ 市長	山 中 健
○ 副市長	岡 本 威
教育長	福 岡 憲 助
技監	宮 崎 貴 久
企画部長	米 原 登己子
総務部長	佐 藤 徳 治
総務部参事（財務担当部長）	脇 本 篤
市民生活部長	北 川 加津美
福祉部長	寺 本 慎 児
こども・健康部長	三 井 幸 裕
都市建設部長	辻 正 彦
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）	林 茂 晴
上下水道部長	青 田 悟 朗
教育委員会管理部長	山 口 謙 次
教育委員会学校教育部長	伊 田 義 信
教育委員会社会教育部長	中 村 尚 代

◎：本部長 ○副本部長

## 芦屋市環境計画推進本部幹事会委員名簿（平成26年4月1日現在）

所 属	氏 名
◎ 市民生活部長	北 川 加津美
○ 市民生活部環境課長	大 上 勉
企画部企画課長	田 嶋 修
企画部市民参画課長	福 島 貴 美
総務部文書統計課長	田 中 尚 美
総務部用地管財課長	朝 生 充 治
総務部財政課長	森 田 昭 弘
市民生活部経済課長	近 田 真
市民生活部環境施設課長	山 中 辰 則
福祉部地域福祉課長	長 岡 良 徳
こども・健康部こども政策課長	西 村 雅 代
都市建設部総務課長	下 岡 政 夫
都市建設部公園緑地課長	榘 田 忠 夫
都市建設部都市計画課長	東 実
上下水道部下水処理場長	米 村 昌 純
上下水道部水道管理課長	高 橋 正 治
上下水道部水道工務課長	山 下 徳 正
教育委員会管理部管理課長	小 川 智 瑞 子
教育委員会学校教育部学校教育課長	北 野 章
教育委員会社会教育部生涯学習課長	長 岡 一 美

◎：委員長 ○副委員長

## 6 関連する条例（抜粋）

### 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（抜粋）

緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成 11 年 3 月 19 日  
条例第 10 号）

本市は、六甲山地の南麓に位置し、山、海、川といった恵まれた自然環境のもと、緑ゆたかな美しい環境を有する国際文化住宅都市を形成してきた。

私たちは、良好な環境のもとに健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた自然と緑ゆたかな美しい環境を今後とも保全し、そして国際文化住宅都市にふさわしい良好な環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

しかし、近年の経済活動や都市化の進展によって、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や身近な自然の減少等の新たな環境問題が発生し、地球環境にも重大な影響を及ぼしつつある。また、このたびの阪神・淡路大震災は、自然の厳しさと自然がもたらす役割と影響を改めて認識させた。

いま、私たちは、大震災の経験を踏まえ、環境の恵みとその有限性を認識し、日常活動を環境に配慮したものに改め、自然と人間が共生する、環境への負荷の少ない自立・循環型の社会を形成する必要がある。

そのためには、市、事業者及び市民がそれぞれの役割分担のもと、協働して、健全で恵み豊かな環境の保全に取り組まなければならない。

このような認識の下に、環境の保全を重視し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよい芦屋を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全（以下「環境の保全」という。）に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健全で恵み豊かな環境 大気、水、緑その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、快適な生活環境や自然環境が確保され、潤いや安らぎを享受することができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭に

よって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 本市の緑ゆたかな美しい環境は、天与の自然美に加えて先人の賢明な努力の集積により形成されたものであるとの認識に立って、健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に継承すべきこと。
- (2) 自然と人間との新たな調和を希求し、自然の摂理に則してその顕現を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指すべきこと。
- (3) すべての市民が有する健康で文化的な生活を営む権利の保障は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、あらゆる力を尽くし、協働して、その実現を図るべきこと。
- (4) 地球環境の保全は、人類共通の課題であることから、それぞれの日常活動において積極的に貢献すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら行う事業活動が環境に影響を及ぼすことを自覚し、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害等を防止するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品又は役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境計画の策定等)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、環境計画を定めなければならない。

- 2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する基本目標及び基本方針

基本的事項	(2) 環境の保全のために配慮すべき事項(以下「環境配慮事項」という。)
基本方針 基本目標	(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
自然環境	<p>3 市長は、環境計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、芦屋市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 市長は、環境計画を定めたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、環境計画の変更について準用する。</p> <p>(環境審議会の設置)</p> <p>第52条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、芦屋市環境審議会を置く。</p>
生活環境	<p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項又は重要事項について調査審議する。</p> <p>3 審議会は、環境の保全に関する事項について市長に意見を述べることができる。</p> <p>4 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、専門部会を置くことができる。</p>
まちなみ	<p>5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
地球温暖化	
循環型社会	
学ぶ・共に創る	
推進プログラム	
進行管理	
資料編	



## 7 関連する計画（抜粋）

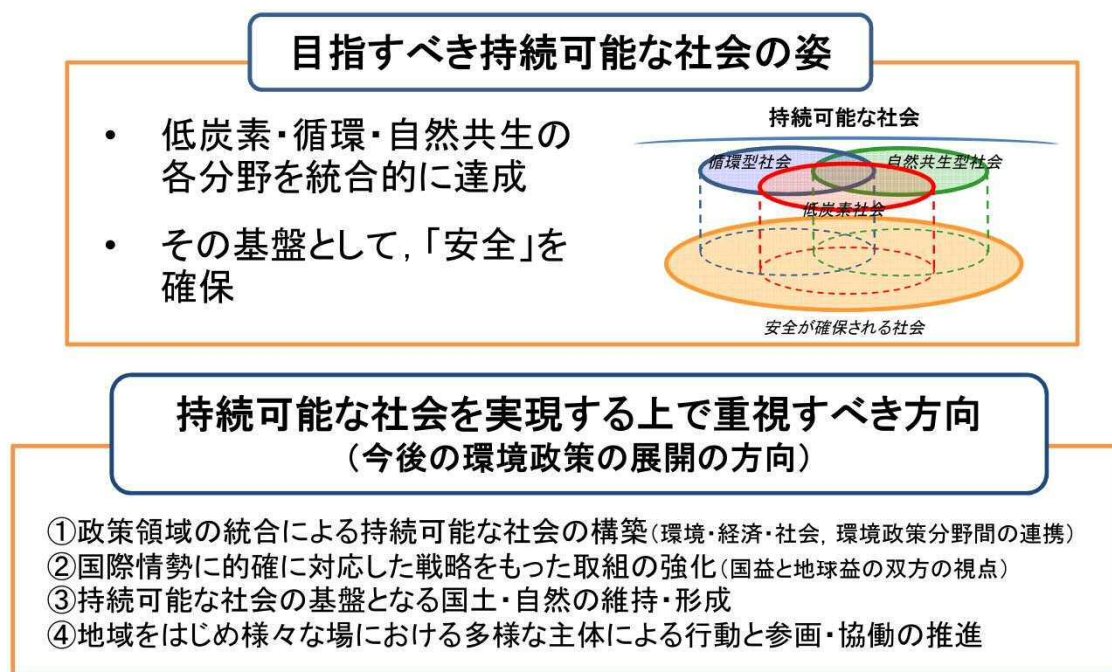
### 1) 国の計画

#### (1) 第4次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものである。

第4次環境基本計画は、地球温暖化や物質循環といった環境の状況、資源、エネルギー、食料需要の増加による環境負荷の高まりといった世界の社会経済の状況、少子高齢化や地方の疲弊、東日本大震災の影響といった我が国の社会経済の状況を考慮した内容となっている。

目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成すること、その基盤として「安全」を確保することが掲げられており、その実現のため、4つの「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」と、9つの優先的に取り組む重点分野を設定している。



目指すべき持続可能な社会の姿及び重視すべき方向性

2) 兵庫県の計画

(1) 21世紀兵庫長期ビジョン(平成23年12月改訂)及び阪神市民文化社会ビジョン(平成23年10月改訂)

21世紀兵庫長期ビジョンとは、県民主役・地域主導の下で、兵庫が目指すべき社会像とその実現方向を描いた指針であり、今後の兵庫が目指す姿を共有し、共に歩いていくための計画である。ビジョンの構成は、全県的な視点から見た「全県ビジョン」と、地域ごとに住民が将来像を描く「地域ビジョン」で構成されている。

全県ビジョンでは、「4つの社会像」の中の一つとして「環境優先社会」を掲げており、この中では、2つの将来像(「人と自然が共生する地域を創る」「低炭素で資源を生かす先進地を創る」)の実現に向けて、各種施策が示されている。



21世紀兵庫長期ビジョンの構成及び環境関連施策の位置付け

また、阪神地域の市民自らが地域の将来像を描き、その実現に向けて、住民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体、NPO その他の民間団体、事業者、行政などの多様な主体が参画と協働の理念のもとに取り組むための行動指針として、阪神市民文化社会ビジョンを策定している。ビジョンでは、以下のような基本理念と行動目標を掲げている。

I 基本理念

市民が主役となり、行政がそれを支える「阪神市民文化社会の創造」

II 行動目標

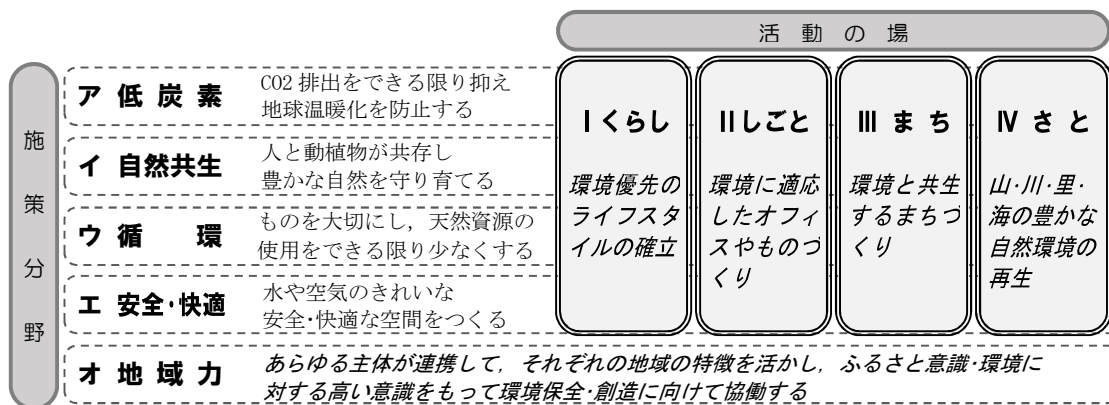
- 1 多様で個性的なライフスタイルを育むことができる社会をつくる
- 2 自律と協働による温かいコミュニティをつくる
- 3 自然と豊かに調和した安全・快適な都市環境を創造する
- 4 豊かさにとぎわいを創出する新たな阪神経済を展開する

(2) 第4次兵庫県環境基本計画（平成26年3月策定）

第4次兵庫県環境基本計画は、「21世紀兵庫長期ビジョン」に示されている「環境優先社会」の具体化を図る基本計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となるものである。

第3次兵庫県環境基本計画策定後に顕著になった主な環境課題として、「複雑・深刻化する地球規模での環境問題」、「身近な生活環境における課題」、「東日本大震災に起因するエネルギー・環境課題」、「県民の意識の変化」を示しており、第4次兵庫県環境基本計画はこれらの課題に対応した計画内容となっている。

第4次兵庫県環境基本計画では、基本理念として「地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現」を掲げている。そして、活動の「場」（くらし、しごと、まち、さと）を基本に、施策分野（低炭素、自然共生、循環、安全・快適、地域力）を体系化している。



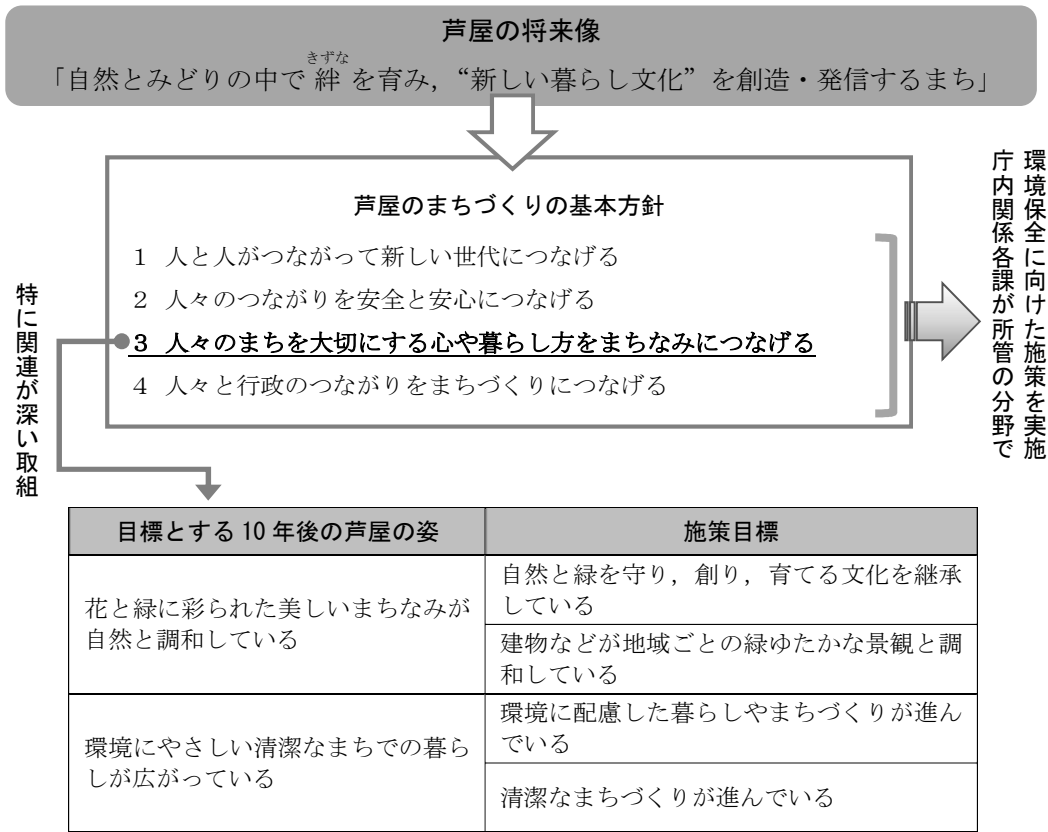
施策の体系図

### 3) 本市の計画

#### (1) 第4次芦屋市総合計画（平成23年3月策定）

第4次芦屋市総合計画は、市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針であり、長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針としての役割を担っている。

第4次芦屋市総合計画の中では、将来像を「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」として掲げ、この実現に向けて4つのまちづくりの基本方針を示している。本市の環境保全に向けた施策は、まちづくりの基本方針すべてに関連しており、庁内関係各課がそれぞれの所管する分野で取り組むこととしている。（資-20参照）それらの中でも特に関連が深い基本方針は、「人々のまちを大切にす心や暮らしをまちなみにつなげる」であり、これに基づいて2つの「目標とする10年後の芦屋の姿」、4つの「施策目標」を設定している。



第4次芦屋市総合計画の構成及び環境関連施策の位置付け

## 8 計画推進に係る部・課一覧

担当部	担当課	自然環境を守る			健康で快適な生活環境を創る			美しいまちなみを育む			地球温暖化を防ぐ			循環型社会を創る			
		施策の方向		指標	施策の方向		指標	施策の方向		指標	施策の方向		指標	施策の方向		指標	
		生きものの生息環境を知り、守る	自然とふれあえる場を守り、さらに充実させる		健康な生活に関わる環境について知る	きれいな水と空気を守る		周りの環境に配慮した活動を目指す	芦屋らしい景観を守り育てる		みどりに囲まれた憩いの場をさらに充実させる	きれいなまちなみを保つ		地球規模の環境問題やエネルギーのことを知る	次の世代のためにエネルギーを有効に使う		ごみを減らし、資源を繰り返し利用する
総務部	用地管財課																
	契約検査課																
市民生活部	経済課																
	環境課																
	環境施設課・収集事業課																
都市建設部	総務課																
	道路課																
	公園緑地課																
	都市計画課																
	建築課																
	都市整備課																
上下水道部	水道業務課																
	下水道課																
	下水処理場																
教育委員会 (管理部)	管理課																
教育委員会 (学校教育部)	学校教育課																
教育委員会 (社会教育部)	生涯学習課																
	青少年育成課																
	市民センター（公民館）																

## 9 用語解説

### アルファベット・数字

#### 【BOD】(Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量)

水中の汚染物質（有機物）が、微生物によって分解され安定化するために必要とする酸素量（重量）のことで、水1リットル当たりの量（単位はmg/ℓ）で表す。数値が大きいほど水が汚れていることを示し、わが国では河川の汚濁状況を示す指標として用いられている。

#### 【LED照明】

電気を流すと発光する半導体素子の一種（発光ダイオード）を用いた照明のこと。白熱灯などに比べて、寿命が長く、消費電力が低いため、エネルギーを節約できる。

#### 【ppm】(Parts Per Million)

100万分の1を表す割合で、濃度や含有率を示す容量比、重量比として使われる。1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1m<sup>3</sup>（立法メートル）中にその物質が1cm<sup>3</sup>（立法センチメートル）含まれていることを指す。

#### 【3R, 5R】

廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位「①発生抑制=Reduce（リデュース）」「②再生利用=Reuse（リユース）」「③資源として再生利用=Recycle（リサイクル）」の頭文字を取って「3R」と呼ぶ。

3Rに「④ごみになるものを買わない=Refuse（リフューズ）」「⑤修理して使う=Repair（リペア）」を加えて「5R」と呼ぶ場合もある。

#### 【μg】

重量の単位であり、「μ（マイクロ）」は「100万分の1」を意味する。つまり、1μgは100万分の1gである。

### あ 行

#### 【芦屋市環境保全率先実行計画】

本市では平成13年度に地球温暖化対策として「芦屋市環境保全率先実行計画」を定め、電気・ガス・水道などの使用量削減に取り組んでいる。平成23年度から27年度は「第3次芦屋市環境保全率先実行計画」として項目ごとに数値目標を定め、環境負荷軽減のための取組を行っている。

#### 【芦屋市環境マネジメントシステム】

平成19年3月1日から環境への負荷を低減させることを目的にISO14001に準拠した「芦屋市環境マネジメントシステム」を導入している。

#### 【芦屋わがまちクリーン作戦】

芦屋市環境衛生協会が主催する芦屋川河川敷などの市民参加による清掃活動である。毎年、春と秋の2回実施している。

### 【雨水浸透枿】

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備である。雨水枿の底部を開口または多孔にして砂利や碎石を敷き並べ、雨水を地下に浸透させる。

### 【雨水貯留施設】

雨水貯留施設には浄化槽転用貯留槽と雨水貯留槽（雨水タンク）がある。雨水貯留施設を設置することにより、雨水が川や水路へ流出するのを一時的に抑え、出水による被害を軽減できること、植物への散水に使えるなど、雨水を有効に利用できること、地下水量を保全できることなどのメリットがある。

### 【打ち水大作戦】

「打ち水大作戦」は「打ち水」がヒートアイランド現象に対してどのような効果を持つのか、決められた時間に雨水や2次利用水を活用し一斉に打ち水をして、その効果の検証しようという社会実験のことを指す。

打ち水は地球温暖化対策の取り組みとして、実際に気温を下げるのはもちろんのこと、その実施プロセスを通して、環境意識の啓発や水の再利用の促進、近隣コミュニティの再生など、様々な効果をもたらす呼び水ともなっている。

### 【温室効果ガス】

熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。なお、平成27年4月1日から、この削減対象に三ふっ化窒素が新たに加わり7物質となる。

### 【オゾン層破壊】

オゾン層は、地上から約10～50km上空の成層圏に存在するオゾン（O<sub>3</sub>）濃度が高い層のことであり、太陽光に含まれている有害な紫外線の大部分を吸収する役割を果たしている。1970年代の終わり頃から、フロンなどのオゾン層破壊物質により、オゾン濃度が薄くなる「オゾンホール」の発生が観測され、その規模が拡大していった。オゾン層が破壊されると、地表への紫外線照射量が増えるため、皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念された。これを受け、オゾン層保護の国際的な取組がなされ、特定フロン・代替フロンの生産の廃止などの規制の強化により、現在、21世紀末頃にはオゾン層が1960年代の状態まで回復すると予想されている。

### 【オープンガーデン】

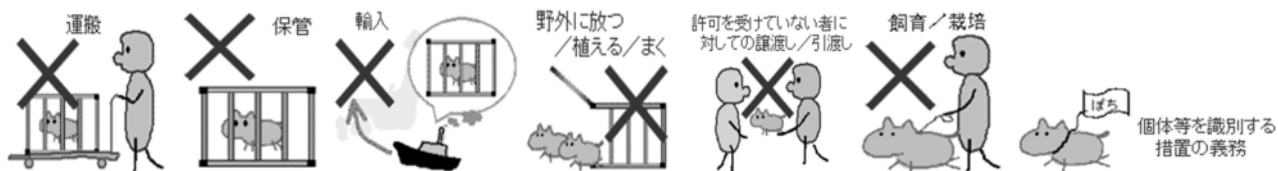
イギリスで始まった個人の庭などを一般に公開する活動のこと。本市では、平成18年度より毎年開催しており、開催期間中には、参加者の個人宅やコミュニティの管理する庭園の見学ができる。

## か 行

### 【外来生物】

問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除などを行うこととしている。

#### 特定外来生物に関して禁止される事項等



**【環境基準】**

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音について定められている。

**【環境教育・環境学習】**

環境学習は、主体が学習側にある点で環境教育と使い分けられる。本計画では、児童、生徒、被雇用者に対するものを環境教育、それ以外を環境学習として表現するものとする。

**【空間放射線量】**

身の回りの放射線の量のことであり、空間放射線には自然放射線と人工放射線がある。自然放射線量はほぼ一定しているため空間放射線量の増加は放射線利用施設の事故などが考えられる。兵庫県では6箇所モニタリングポストが設けられており、空間放射線量率（1時間あたりの放射線量、単位  $\mu\text{Sv/h}$ 「マイクロシーベルト毎時」）が公表されている。

**【グリーン購入】**

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することを指す。

**【グリーンコンシューマー】**

環境に配慮した製品が通常の製品より高価でも、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者のことを指す。広義には、ごみの分別や省エネルギーに取り組んでいる生活者、環境配慮型の商品を優先して購入する事業者なども含まれる。

**【景観地区（特別景観地区）】**

市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に定められた地区を指す。建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高又は最低限度、壁面の位置の制限などを定めることができる。

なお、本市では市全域を景観地区に指定しているが、芦屋川沿岸地域においてより良好な景観の創造を目指すため、市域全体の景観地区とは別に「芦屋川特別景観地区」を指定している。

**【光化学オキシダント】**

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽光線のもとで光化学反応を起こし、生成される汚染物質である。

**【高効率給湯器】**

従来の機器に比べ、少ないエネルギーでお湯を沸かすことができる給湯器のことを指す。自然冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器などがある。

さ 行

**【再生可能エネルギー】**

有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのことを指す。太陽光、太陽熱、風力、水力、潮力、地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとはほぼ同義に用いられる。



### 【在来種】

ある地域に従来生息・生育している固有の動植物種を指す。外来種、外来生物、帰化植物に対して用いられる。一般的に、自然の回復には気候風土に合っているこれらの種類を用いるのが良いとされている。

### 【市民農園】

本市が農家より農地を借り受け、市民の方に野菜や花などを栽培し自然環境に触れていただくことを目的として実施しているもので、農家から栽培指導も受けることができる。

### 【遮音壁（吸音機能付き）】

吸音材を取り付けることで防音性能を高めた遮音壁。例えば、吸音機能付き遮音壁を高架下に設置することで、高架下を走る車両から発生し、高架の裏面等で反響した音が沿道へ漏れにくくなり、沿道に対する騒音が低減する。

### 【スリム・リサイクル宣言の店】

兵庫県5R生活推進会議が指定したごみの減量化や再資源化に取り組む店舗・事業者を指す。

### 【生活騒音】

一般家庭の日常生活に伴い発生する音の中で、隣近所に迷惑をかけている音のことをいう。

### 【生態系】

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のことを指す。

### 【生物多様性】

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念を指す。地球上に生物が誕生し、その生物の進化に伴って増してきた多様性が、人間活動によって失われてきている。これに対応するものとして「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」や「生物多様性に関する条約」などが締結されている。

## た 行

### 【低公害車】

低公害車は、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境負荷の小さい自動車を指し、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、低燃費かつ低排出認定自動車が挙げられる。

### 【低騒音舗装】

アスファルト舗装の表層の空隙を多くすることにより、自動車が走行するとき、隙間に音が吸収され、騒音が低減される。また、路面の水はけがよくなり、水しぶき、水はね、ヘッドライトの反射が減少し、ドライバーの視認性が向上するとともに、路面とタイヤの間の水膜でのスリップ防止など、交通安全上の効果もある。

また、上層に小粒径、下層に大粒径の骨材を使用することにより、騒音低減効果や耐流動性などの耐久性を向上させたものは二層式低騒音舗装と呼ばれる。

**【低炭素社会】**

炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を見直し、経済発展を妨げることなしに、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめることを目指す社会のことを指す。

**【透水性舗装】**

道路や広場などを間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。地下水の涵養や集中豪雨などによる都市型洪水を防止する効果がある。また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、都市部における高温化の抑制効果もある。

**【特定建設作業】**

騒音規制法及び振動規制法では、騒音・振動が特に著しい建設作業を「特定建設作業」とし、その騒音・振動を規制している。該当する建設作業の施工者は、その作業内容などについて当該作業を行う場所の市町村長に届け出ることが義務づけられている。

**【特定施設】**

騒音規制法及び振動規制法では、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設を特定施設と定めている。

は 行

**【ビオトープ】**

さまざまな生きものが、お互いに関係をもって暮らしていける空間のことをビオトープと呼ぶ。また、池や小川など自然環境を構成する地形が再現されている施設を「ビオトープ池」などと呼ぶ。

**【微小粒子状物質（PM2.5）】**

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm（マイクロメートル「1000分の1mm」）以下の非常に小さな粒子のこと。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれる。また、さまざまな粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件などによって組成も変動する。

**【兵庫県レッドリスト】**

兵庫県では、絶滅の危機にある貴重な野生生物、地形、地質、自然景観などを保全し、生物多様性を確保するため、平成7年に他県に先駆けて、「兵庫の貴重な自然 ー兵庫県版レッドデータブックー」を作成した。その中で、対象となる生きものの貴重性や保全に向けた対策の必要性に応じてAからCまでのランク付けをしている。特にAランクは全国的にも貴重な種であることや、環境省レッドデータブックの絶滅危惧I類に相当する種であり、兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種であることを意味する。

**【風致地区】**

『都市計画法』に基づき、都市の中の風致を維持するために定められた地区のことを指す。

### 【浮遊粒子状物質 (SPM)】

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん，エアロゾルなど）のうち粒径が 10 $\mu$ m（マイクロメートル「1000分の1mm」）以下のものをいう。粒径がより小さくなると、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。また、ディーゼル車から排出されるものについては、発ガン性が疑われている。

### 【ポケットパーク】

道路わきや街区内の空地などわずかな土地を利用した小さな公園のことを指す。

## ま 行

### 【マイバッグキャンペーン】

容器包装廃棄物の 3R の推進に資する活動の一環として、マイバッグを持参しレジ袋をもらわない運動のことを指す。本市では芦屋市消費者協会との共催でマイバッグキャンペーンを実施している。

### 【マツ枯れ】

『マツ材線虫病』の通称で、マツノマダラカミキリによって運ばれたマツノザイセンチュウ（線虫 長さ約 1mm）が起すマツの伝染病のこと。マツの樹体内にマツノザイセンチュウが侵入し、増殖することで導管（水を通す管）を塞ぎ、水分が樹体全体に渡らなくなり枯死する。ほぼ全国で被害が報告されている。

### 【緑のカーテン】

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物でつくる自然のカーテンのことを指す。ベランダや軒下に生育させることで真夏の強い日差しを避けることができ、過度な冷房を抑制し、CO<sub>2</sub> 排出削減にもつながることが期待される。

## や 行

### 【有害化学物質】

人の健康を損なうおそれのある化学物質をいい、『大気汚染防止法』、『水質汚濁防止法』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』などで、それぞれ物質を指定し、取扱いを規制している。

## ら 行

### 【ライトダウンキャンペーン】

地球温暖化防止のため、期間を定めてライトアップ施設や家庭の照明を消す運動のことを指す。環境省では、平成 15 年から毎年初夏に実施しており、夜 8 時から 10 時までの 2 時間を特別実施日として設定し「CO<sub>2</sub> 削減/ライトダウンキャンペーン」を実施している。

### 【リユースフェスタ】

本市では、年に 1 回「リユースフェスタ-家具類と自転車の再利用展示会」を開催し、粗大ごみで収集した家具類と自転車を再生品として展示し、希望者に無料または有料で譲り渡している。

## 第3次芦屋市環境計画

発行日 平成27年（2015年）4月

発行 芦屋市市民生活部環境課

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

電話 0797-38-2051

FAX 0797-38-2162